省　令

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令を廃止する省令

カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令（平成十九年農林水産省令第八号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を廃止する省令

イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（平成二十一年農林水産省令第四十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十九号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第四条、第六条の二、第二十条第二項及び第四項並びに第二十九条の二第一項の規定に基づき、海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

国土交通大臣　前田　武志

海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「津島船舶通航信号所」を「津島潮流信号所」に改める。

第八条第一項の表浦賀水道航路中ノ瀬航路の項第一号中「第十五条」を「第十五条第一項第七号」に改め、「船舶（以下この表」の下に「及び同項第八号」を加える。

第九条第二項中「中渡島潮流信号所（北緯三十四度七分五秒東経百三十三度六秒）」を「津島潮流信号所」に、「北緯三十四度五分二十四秒東経百三十二度五十九分二十九秒」を「北緯三十四度五分二十五秒東経百三十二度五十九分十六秒」に改め、「、津島潮流信号所（北緯三十四度九分三秒東経百三十二度五十九分二十九秒）」を削り、「北緯三十四度八分二十六秒東経百三十二度五十六分二十八秒」を「北緯三十四度八分二十五秒東経百三十二度五十六分二十八秒」に改め、同条第三項第四号中「百二十度三百メートル」を「百七度六百十メートル」に改め、同項第十二号中「津島船舶通航信号所」を「津島潮流信号所」に改める。

別表第一第二十一号中「大浜潮流信号所」を「二百四十四度三十分に陸岸」に改める。

別表第三浦賀水道航路中ノ瀬航路の項第十三号中「東京灯標（北緯三十五度三十三分五十八秒東経百三十九度四十九分四十一秒）から二十五度三十分九千二百八十メートル」を「十五号地南信号所（北緯三十五度三十六分五十秒東経百三十九度五十分五秒）から四十八度四千五百八十メートル」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

○防衛省令第三号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

防衛大臣　田中　直紀

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「規定する大学の」を「基づく大学において」に、「若しくは歯学の学部において当該学術」を「、歯学若しくは薬学の正規」に改め、「課程」の下に「（同法第八十七条第二項に規定するものに限る。）」を加え、「規定する大学院に」を「基づく大学院において」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百七号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十四年三月十九日

法務大臣　小川　敏夫

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
宇都宮地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
静岡地方法務局熱海出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
名古屋法務局東出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
名古屋法務局橋支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
名古屋法務局岡崎支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
名古屋法務局半田支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
名古屋法務局豊田支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
岐阜地方法務局関出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
福井地方法務局敦賀支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日
大分地方法務局中津支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年四月二日